

東京産農産物消費拡大支援事業実施要領

6産労農安第1465号
令和7年3月7日

第1 趣旨

東京産農産物消費拡大支援事業実施要綱（令和2年3月26日付31産労農安第1327号）（以下「実施要綱」という。）及び東京産農産物消費拡大支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月26日付31産労農安第1335号）（以下「交付要綱」という。）に基づく東京産農産物消費拡大支援事業（以下「事業」という。）は、実施要綱及び交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 補助対象事業

本事業の補助対象は、申請した年度内に完了できると認められるものに限る。

第3 事業の内容等

1 補助金交付決定前開始届

- (1) 事業の開始（物品の発注を含む）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に開始する必要がある場合には、事業実施主体はあらかじめ東京都の指導を受け、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前開始届（別紙様式第1号）（以下「開始届」という。）により、知事に届け出なければならない。
- (2) 事業実施主体が間接補助事業者の場合は、区市町村が制定する手続に従い間接補助事業者と同様の届を提出するものとし、区市町村は、間接補助事業者から提出された内容を記載した開始届を知事に届け出るものとする。
- (3) 前項の規定により、補助金交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する事業実施主体は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は、自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。
- (4) 知事は、事業実施主体が第1項ただし書に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

2 活用状況報告

交付要綱の第2（別表2）に掲げるPR用備品を導入した事業実施主体は、事業実施年度後3年間、本備品を活用した内容について、各年度の活用状況をとりまとめて翌年度の5月末日までに知事に事業活用状況報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

なお、事業実施主体が間接補助事業者の場合は、事業実施主体は、区市町村が制定する手続に従い補助事業者から事業活用状況報告書を提出するものとし、区市町村は、間接補助事業者から提出された報告書の内容を記載して本報告書を提出するものとする。

3 収入があった場合の補助対象経費

(1) 収入納付

知事は、事業実施主体が行う事業実施期間内に補助事業の実施により、収入が生じたと

認めたときは、事業実施主体に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を東京都に納付させることができるものとする。

ただし、交付要綱の第2別表1の事業内容の(6) 東京産農産物の学校給食への提供においては、義務教育諸学校に東京産農産物の利用を一層推進するため、すべてを対象経費とし、補助金額の減額を行わないものとする。

(2) 収入納付に係る報告

事業実施主体は、収入納付に係る報告書（別記様式第3号）を交付要綱第13に規定する実績報告に添付して提出するものとする。

(3) 事業実施主体が間接補助事業者の場合は、事業実施主体は、区市町村が制定する手続に従い補助事業者収入納付に係る報告書を提出するものとし、区市町村は、間接補助事業者から提出された報告書の内容を記載して報告書を交付要綱第13に規定する実績報告に添付して提出するものとする。

(4) 収入納付の手続は、事業実施主体が区市町村以外の場合に行うものとする。

4 情報公開

情報公開の観点から、東京都は、事業完了後に事業名、事業実施主体名、補助金額等を公表することができるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。